身体的拘束等適正化のための指針

訪問看護ステーション　シュエット

身体的拘束等適正化のための指針

訪問看護ステーション　シュエット

 ● 事業所における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方

１．訪問看護ステーション　シュエット（以下、「当ステーション」という）は、ご利用者本位の暮らしを継続できるようにサービスを提供していきます。

２．当ステーションは身体的拘束防止に関し、次の方針を定め、すべての従業員に周知徹底します。

１ ） 身体的拘束は廃止するべきものです。

２ ） 身体的拘束廃止に向けて常に努力します。

３ ） 安易に身体拘束を行いません。

４ ） 身体的拘束を許容する考え方はしません。

５ ） 身体的拘束を行わないための創意工夫を忘れません。

６ ）ご利用者の人権を最優先にします。

７ ）身体的拘束廃止に向けてありとあらゆる手段を講じます。

８ ） やむを得ない場合、ご利用者・ご家族に丁寧に説明し身体的拘束を行います。

９ ） 身体的拘束を行った場合、常に廃止する努力を怠りません。

10 ）高齢者虐待・身体的拘束等に関する規程及びマニュアル等を適宜見直します。

11 ）身体拘束が発生した際には、「身体的拘束」の状況、手続き・方法について、適正に行われているかを評価していきます。

12）身体的拘束等適正化のための職員研修を年１回以上開催します。

13）身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、必要最低限の身 体拘束となるよう努めます。

身体拘束が行われる際は、下記に限定します。

**切 迫 性** 利用者本人又は他の利用者等の生命・身体・権利が危険にさらされる 可能性が著しく高い状態にあること

**非 代 替 性** 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替するサービスの手法 が無いこと

**一 時 性** 身体拘束による行動制限が一時的なものであること

施行期日 令和６年４月１日から施行